

子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会《ニュース》

第4号 発行：京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課 / 京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当
22年8月 TEL：251-2380 FAX：251-2322 / TEL：251-0456 FAX：222-2061

『子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例(仮称)』の制定に向け、市民の皆様にも条例に盛り込むべき内容を考えていただく場として、**フォーラム分科会と市民公聴会を開催**しました。

「子どもを共に育む未来づくり教育フォーラム in 京都 第2分科会」

「今、子どもたちのためにできること～子育て“きょうかん”都市・京都の実現にむけて～」

7月28日(水) 14:00～17:00 京都会館会議場 約150名が参加！

「子どもを共に育む京都市民憲章」制定から条例検討に至るまでの経過報告の後、条例に盛り込むべき内容・実践方策等をテーマに、パネルディスカッションと、参加者からの意見をもとにした意見交流を実施しました。

パネリスト：升光泰雄(京都市私立幼稚園協会会長)
水野篤夫(京都市ユースサービス協会事業部長)
大畑眞知子(京都市立藤城小学校長)
寺石浩隆(人づくり21世紀委員会幹事長)

講師：藤原勝紀(京都市教育委員会教育委員長・元京都市子どものための市民憲章懇話会会長)
コーディネーター：古田義久(京都市教育委員会生涯学習部首席社会教育主事)



子どもを共に育む京都市民憲章推進条例(仮称)の制定に向けた「市民公聴会」

8月4日(水) 18:45～20:45 こどもみらい館研修室 約70名が参加！



熱心な意見交流が続く会場の様子



藤岡一郎条例制定検討委員会委員長の挨拶、条例制定の趣旨・検討委員会の検討状況・条例に盛り込むべき内容骨子(素案)の説明の後、約70名の市民参加者と条例制定検討委員会委員が9つのグループに分かれてワークショップ形式での意見交流を実施しました。

子どもを取り巻く環境、大人としてなすべきこと、条例に盛り込むべき内容、規制の必要性の有無等、様々な課題について熱心な議論が展開されました。

【フォーラムと市民公聴会での主な意見は裏面参照】

子どもを共に育む未来づくり教育フォーラム in 京都 第2分科会での主な意見

○虐待等の袋小路に入らないように、親支援プログラム等で自分を外に出し、それを社会が受け止めるべき。憲章の文言が届かなくても、憲章の理念を自らの言葉や生活の体感で共有したい。

○NPO や市民活動グループが核となり、若者も参画して、新しく柔軟な地域コミュニティを再生したい。そして、市民が主体で憲章実践の担い手となるのがよい。

○憲章の理念と実践を、広がりにくいところにも広げる条例としたい。学校は、家庭や地域とつながりがあるので、憲章や推進条例を普及する責務を果たせるとよい。

○憲章の普及・実践は、関心のある人から少しずつ広げたい。大人の営利目的の児童ポルノ等に対しては、毅然とした態度で罰則を含めた規制を課すべき。

○親は、インターネット等で目が届かない不安から、子どもに寄り添い過ぎるか、放任するかの両極端になっている。自分の力で解決したいというプライドを大切に支援し、自己の信頼を確立するための生涯学習社会を実現すべき。



子どもを共に育む京都市民憲章推進条例(仮称)の制定に向けた「市民公聴会」での主な意見



児童虐待をなくすために

- ・児童相談所やケースワーカーの体制・機能の強化を。
- ・孤立しがちな家庭への訪問制度やサポート情報提供を。
- ・高校生くらいから、親としての教育の機会を。

子どもが育つ場の保障

- ・子どもが群れて遊べる体験の場と時間を設けるべき。
- ・子どものための施設作りは、子どもも参画すべき。

ワーク・ライフ・バランス

- ・ノー残業デー、授業参観のための休暇等を。

憲章推進条例の目的

- ・どんな環境にいる子どもも育つ権利を保障される社会の枠組み作りを。
- ・条例によって、予算や人を確保し、憲章の実践を進めたい。



地域のつながり強化

- ・学区等の地域で市民団体が活動しやすく。

児童ポルノ・インターネット等

- ・規制すべき内容に対しては規制すべき。

その他

- ・行政の縦割り排除を。
- ・浸透を図るため、憲章推進の歌やキャラクター作りを。

